

# 進学資金シミュレーター

## 給付・貸与シミュレーションご利用の手引き (予約採用・秋の在学採用向け)

令和8年4月  
独立行政法人日本学生支援機構

本手引きは、

- 2027年度 予約採用の申込
  - 2026年度 秋の在学採用の申込
- 向けとなっております。

- 2026年度 春の在学採用の申込
- については、春の在学採用向けの手引きをご覧ください。

# 目 次

1. スタート画面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. シミュレーション選択画面・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. シミュレーション入力にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 給付・貸与シミュレーション（生徒・学生の方向け）情報入力・・・・ 6
5. 給付・貸与シミュレーション（生徒・学生の方向け）結果表示・・・・ 10
6. 給付・貸与シミュレーション（保護者の方向け）情報入力・・・・ 12
7. 給付・貸与シミュレーション（保護者の方向け）結果表示・・・・ 20

※ 「大学院貸与シミュレーション」の利用方法は「給付・貸与シミュレーション（保護者の方向け）」とほぼ同様です。P12～をご参照ください。

## 進学資金シミュレーター 給付・貸与シミュレーションの特徴

簡単な入力項目で奨学金の対象となる収入基準を知ることができる「給付・貸与シミュレーション（生徒・学生の方向け）」と、詳細な入力項目で奨学金の対象となる世帯かどうかを知ることができる「給付・貸与シミュレーション（保護者の方向け）」「大学院貸与シミュレーション」の3種類を用意しています。

シミュレーションを行ったら、生徒・学生の方と保護者の方とで、進学後の資金計画について話し合ってみましょう。入力にあたっては、この手引きをぜひ活用してください。

進学したら、生活費は  
いくらかかるのかな？



# 進学資金 シミュレーター

進学を考えている高校生、在学中の方や保護者の皆様に向けた、進学資金や奨学金に関するシミュレーターです。

このシミュレーターを使うことで、「進学したらどれくらいお金が必要になるのか」「どの奨学金の対象になるのか」「給付や貸与の額はどの程度になるのか」等を簡単に調べることができます。

僕にも利用できる奨学金があるか、調べたいな。



シミュレーションする

独立行政法人 日本学生支援機構 Copyright © 2018 JASSO. All rights reserved.

「シミュレーションする」  
をタップします。

ホーム > メニュー

生活費がいくらかかり、  
必要となるのか  
知りたい方はコチラ!



いくつかの質問に答えて  
「計算する」ボタンを押すと  
生活費のシミュレーションが行えます。

奨学金の種類や  
どの奨学金が利用できるか  
知りたい方はコチラ!



いくつかの質問に答えて  
「計算する」ボタンを押すと  
奨学金のシミュレーションが行えます。

奨学金貸与・返済  
シミュレーション

いくつかの質問に答えることで  
貸与総額や毎月の返還額、  
返還完了時期などのシミュレーションが行えます。

給付・貸与シミュレーションを使用する  
場合は、「START」をタップします。

## 奨学金シミュレーション 入力にあたって

### 本シミュレーションについて

このシミュレーションでは、申込者（奨学金を希望される方）の世帯や申込者の生計を維持している人の年収等の情報を入力することで、申込者が奨学金の対象となるか、また対象となる場合に、毎月どれくらいの奨学金を受けることができるか、大まかに調べることができます。進路の選択にあたり、ぜひ活用してください。

### 入力にあたっての注意事項（必ずお読みください）

#### 奨学金の種類

JASSOの奨学金には、返す必要がない給付奨学金と、卒業後に返す必要がある貸与奨学金があります。  
このシミュレーションでは、1回の入力で給付奨学金・貸与奨学金の両方を同時にシミュレーションできます。

#### シミュレーションの種類

ここでは、3種類のシミュレーションを用意しています。  
(1)給付・貸与シミュレーション（生徒・学生向け）  
いくつかの質問に答えることで、受給できる奨学金の大まかな情報を提供するシミュレーションです。具体的には、「どのような収入（所得）の世帯であれば奨学金の基準に該当するの

①

②



注意事項を確認し、免責事項を了承しました。シミュレーションを行います。

奨学金を受けることができる年収の目安を簡単に知りたい方はこちら



奨学金を受けることができるかを詳細に知りたい方はこちら



大学院で貸与奨学金を受けることができるか知りたい方はこちら



③

① 「入力にあたっての注意事項」全文は次頁のとおりです。

② 「入力にあたっての注意事項」をよく読み、このチェックボックスをタップするとチェックが入ります。チェックがない場合、シミュレーションをご利用いただくことができません。

③ シミュレーション機能は3種類あります。利用したいシミュレーションの「START」をタップします。

### 奨学金の種類

JASSOの奨学金には、返す必要がない給付奨学金と、卒業後に返す必要がある貸与奨学金があります。このシミュレーションでは、1回の入力で給付奨学金・貸与奨学金の両方を同時にシミュレーションできます。

### シミュレーションの種類

ここでは、3種類のシミュレーションを用意しています。

#### (1)給付・貸与シミュレーション（生徒・学生向け）

いくつかの質問に答えることで、受給できる奨学金の大まかな情報を提供するシミュレーションです。具体的には、「どのような収入（所得）の世帯であれば奨学金の基準に該当するのか」を調べることができます。例えば、申込者自身がこのシミュレーターで調べてみて、結果をもとに生計維持者の方と一緒に相談するような使い方ができます。

#### (2)給付・貸与シミュレーション（保護者向け）

生徒・学生向けよりも詳細な項目に答えることで、該当する奨学金の情報を提供するシミュレーションです。こちらでは、「自分の世帯が奨学金の基準に該当するのか」を調べることができます。「生徒・学生向け」を使ってみて、より細かな項目が入力できそうな場合には、こちらを活用してみてください。

#### (3)大学院貸与シミュレーション

詳細な項目に答えることで、該当する大学院生対象の奨学金の情報を提供するシミュレーションです。「自分が奨学金の基準に該当するのか」を調べることができます。

### 「生計を維持している人」とは

給付奨学金は、世帯年収等によって受給できる金額等が変わります。貸与奨学金も、世帯収入等が貸与を受けることができるかどうかに影響します。

シミュレーションの中で世帯年収等を確認するために、「生計を維持している人」の情報を尋ねる場面があります。生計を維持している人（以下、「生計維持者」といいます）の定義は以下のとおりです。

#### 【給付・貸与シミュレーションの場合】

(1)申込者の父母が離別・死別していない場合 申込者の父母（事実上の婚姻による父母も含みます。）

(2)申込者の父または母の一方が離別・死別等している場合 申込者と同じ世帯にいる父または母（父または母に婚姻歴のない場合も含みます。離別・死別後に再度婚姻している場合は(1)になります。）

(3)申込者の父及び母の両方が死亡等している場合 申込者の生活を主に維持している人1名（この場合、生計維持者が誰かという質問に対しては、「その他」を回答してください。）

(4)申込者が社会的養護を必要とする人の場合 申込者自身

たとえば、祖父が同居している母子世帯で、申込者の生計が母と祖父の収入で成り立っている場合は上記(2)が当てはまり、申込者の母が生計維持者となります（祖父は生計維持者ではありません）。

#### 【大学院貸与シミュレーションの場合】

原則として、申込者自身。ただし、申込者が結婚している場合は、申込者自身とその配偶者の2名になります。

### シミュレーションで入力する情報

このシミュレーションは、2026年4月～2028年3月の間に奨学金の受給又は貸与を希望される人が入力されるものとして公開しています。各シミュレーションの入力画面に表示される説明に従って、情報を入力してください。

### 免責事項

(1)当機構の給付奨学金及び貸与奨学金は、あらかじめ指定された申込期間中に指定された方法で申請し、当機構の定める書類等を提出し、学校の推薦や当機構での審査を経て奨学生として採用されることにより、はじめて支給あるいは貸与を受ける資格を得ます。本シミュレーションで入力された情報は、実際の申込や審査には一切反映されませんので、あらかじめご了承ください。なお、実際の審査において、奨学金の支給あるいは貸与を受ける資格を得るには、本シミュレーションで確認できる収入等の経済要件だけでなく、学力等の収入以外の要件も満たしている必要があります。

(2)本シミュレーションで示される各奨学金の判定結果は、入力された情報等を基に試算したものです。シミュレーション結果と実際の申込結果の差異について、当機構は一切の責任を負いません。

(3)本シミュレーションにおける計算式・手順については、実際に当機構で審査を行う際の計算式・手順と概ね同一のものを使用していますが、一部異なることがあります。本シミュレーション（特に、「給付・貸与シミュレーション（生徒・学生の方向け）」）では、入力された情報に加えて、一部の情報を機械的に補っていることがあります。

なお、実際に当機構で審査を行う際には、申込者が入力する収入等によって判定を行うのではなく、原則として、申込者及びその生計維持者から提出されたマイナンバーを用いて所得等の情報を確認します。また、実際の審査では申込者自身の所得についても審査対象となります。

(4)本シミュレーションで入力された情報は、個人を特定できない形に加工したうえで、当機構が統計処理のために用いることがあります。また、この目的を達成するための必要な範囲内で、この情報を当機構の業務委託先に提供することがあります。

(5)本シミュレーションに関するお問合せやご要望は受け付けておりませんので、ご了承ください。

(6)奨学金制度や、本シミュレーションを入力するにあたって不明な点は、JASSOホームページをご覧ください。

※注意事項内の年表示は毎年更新されます。

**申込方法** シミュレーションしたい項目を選択してください。

- ①
- 2027年度 予約採用の申込（2027年度に進学し、大学生等になる方）
  - 2026年度 春の在学採用の申込（現在、大学生等の方）
  - 2026年度 秋の在学採用の申込（現在、大学生等の方）

< 戻る

②

次へ >

- ① 「給付・貸与シミュレーション（生徒・学生の方向け）」「給付・貸与シミュレーション（保護者の方向け）」のどちらを選んだ場合も、初めに申込方法を選択します。

給付奨学金の適格認定（家計）における判定をシミュレーションしたい場合は、一番下の「2026年度 秋の在学採用」を選択してください。

どれにも当てはまらない場合や、いつ申し込むか分からない場合は、一番上の「2027年度 予約採用の申込」を選択してください。

※選択肢内の年度表示は毎年更新されます。

- ② 「次へ」を押すと、シミュレーション入力画面に移ります。

## 給付・貸与シミュレーション（生徒・学生の方向け）情報入力



収入（「年収」や「所得」等）は2025年1年間（1～12月）の情報を入力してください。また、年齢や、世帯（家族の人数等）については、2025年12月31日時点の情報を入力してください。

### 【生年月日】 あなたの生年月日を入力してください。

- あなたの生年月日を入力してください。（年）  
西暦  年
- あなたの生年月日を入力してください。（月）  
 月
- あなたの生年月日を入力してください。（日）  
 日

### 【家計】 あなたの生計を維持している人について回答してください。

- あなたの生計を維持している人の状況は次のうちどれですか。  
 共働き     両親とも居るが片働き     ひとり親     あなた自身  
 それ以外
- あなたの世帯は、生活保護を受けていますか。  
 受けていない     受けている
- あなたの生計を維持している2人のうち、年収が低い方の人の収入・所得の種類を選択し、金額を入力してください。  
 例：父の年収が300万円、母の年収が100万円の場合、母の収入等を入力します。
  - 給与収入（会社員等） ※年間収入金額を入力
  - 事業所得（自営業等） ※年間所得金額を入力
 その人の年収（年間所得）は、（  0.0 ）万円

**入力にあたって：**入力する情報は、必ず★の説明書きに従って入力してください。

① ここでは、申込者の生年月日を入力してください。

② ここでは、申込者の生計を維持している人について入力します。

Q. 「生計を維持している人」とは？

A. 以下のような人が申込者の「生計を維持している人」となります。

- (1) 申込者の両親が健在である場合、あなたの両親
- (2) 申込者の両親のどちらかが死別・離婚等でいない場合、もう片方の親
- (3) 申込者が児童養護施設等に入所している等で社会的養護が必要な場合、  
申込者自身
- (4) 申込者の両親のどちらも死別している場合、申込者の生活を支えている方 1 人

(1)に該当していて両親ともに働いている場合は「共働き」、片方だけ働いている場合は「両親とも居るが片働き」を選んでください。

(2)に該当する場合、「ひとり親」を選んでください。

(3)に該当する場合、「あなた自身」を選んでください。このとき、これ以降はあなたの情報を入力してください。

(4)に該当する場合、「それ以外」を選んでください。このとき、これ以降はあなたの生活を支えている方 1 人の情報を入力してください。

③ 以下の場合、「受けている」を選択してください。

- (1) 申込者の世帯が生活保護を受給している場合
- (2) 申込者が大学生等で世帯分離されている場合で、生計を維持している人が生活保護を受給している場合

④ ②の質問で「共働き」を選択している場合でのみ表示されます。

生計を維持している人 2 人のうち、収入が低い方の人の収入・所得の種類と、年間収入（年収）または年間所得の金額を入力します。

事業所得で年間所得が赤字の場合は、「0」のまま進めます。

年収を入力する場合、税込の 1 年の収入としてください。

源泉徴収票等がお手元にあり細かい情報を入力できる場合や、副業等で複数の収入がある場合には、「保護者の方向け」も利用してみてください。

Q. 「収入」と「所得」の違いは？

A. 給与等で得た金銭が「収入」で、収入から必要経費を差し引いたものが「所得」です。ただし、会社員などの給与収入から所得を計算するときは、必要経費ではなく一定の計算式に基づいて計算します。  
生計を維持する方が会社員など給与を得ている人である場合は「収入」、自営業等の場合は「所得」を選んで入力してください。

**【世帯】 あなたの世帯について回答してください。**

- あなたの生計を維持している人が扶養している親族（父母、働いている人を除く。）の数を入力してください。

※ あなたの世帯に属していない人は含めないでください。

※ あなた自身が生計を維持しているのではない限り、あなたも含めてください。

例：あなたの世帯が、父、母、働いている兄（23歳）、あなた（17歳）、弟（15歳）で、収入の高い父があなたと弟を扶養している場合、「16歳未満の人数」と「16～18歳の人数」にそれぞれ「1」を入力します。その他は0となります。

16歳未満の人数  人

16～18歳の人数  人

19～22歳の人数  人

23歳以上の人数  人

**【進学先】 あなたの進学先について回答してください。**

- 国立  公立  私立
- 大学  短期大学  専修学校(専門課程)  高等専門学校
- 自宅から通学する  下宿や寮から通学する
- 昼間(昼夜開講を含む)課程  夜間課程  通信課程

[< 戻る](#)**7**[計算する >](#)

- ⑤ 申込者の生計を維持している方が扶養（ふよう）している親族の人数を入力します。基本的には、申込者の両親以外の家族の人数を入力します。
- 申込者本人も人数に加えてください（生計を維持している方が本人である場合を除く）。一方、同居していても収入があり、独立して生活している人は人数に含めません。
- なお、ここで入力された扶養親族は、最初の質問で「共働き」を選んだ場合は、全員が「収入が高い方の人」に扶養されていると見なします。
- 両親が別々に親族を扶養している場合、より精密なシミュレーションをご希望であれば、「保護者の方向け」を利用してください。
- ※扶養親族に「70歳以上」または「障がい者」の方がいる場合は、「保護者の方向け」でより精密なシミュレーションを行えます。

Q. 「扶養している親族」とは？

A. 以下のような人が「生計を維持している人が扶養している親族」となります。

(1) 生計を維持している人の家族のうち、独立して生活していない人。

(2) 離れて生活していても、生計を維持している人の支援がなければ生活できない人。

厳密には、生計を維持している人が、その親族を扶養控除（ふようこうじょ）の対象としている必要があります、また、扶養される人は年収が123万円以下である必要があります。

なお、一人の人が複数の親族を扶養することは可能ですが、ある一人の親族が複数の人に扶養されることはできません。

- ⑥ それぞれ、どれかひとつを選択します。
- 複数の進学先を同時に入力することはできません。
- 進学先の学校の情報は、すでに進学されている方は、在学中の学校の情報を入力してください。
- 親戚等の家から通学する場合は、「自宅から通学する」を選んでください。
- 家賃を支払ってアパート等から通学する場合は、「下宿や寮から通学する」を選んでください。

なお、前のページ（P5）で「春の在学採用」か「秋の在学採用」を選択しており、進学先で「私立」「下宿や寮から通学する」を選択している場合、貸与奨学金の判定において一定額の控除（私立自宅外控除）が適用されます。

- ⑦ すべての質問に答えたら、「計算する」をタップします。
- 不足がある場合は、エラーメッセージが表示され、進めることができません。

## 給付・貸与シミュレーション（生徒・学生の方向け）結果表示

あなたの場合、生計を維持している人の収入に応じて、奨学金は以下のように該当します。生計を維持している人にこの画面を見せて、進学資金について相談してみましょう。

	収入	所得
第Ⅰ区分	289万円以下	186万円以下
第Ⅱ区分	391万円以下	262万円以下
第Ⅲ区分	457万円以下	315万円以下
第Ⅳ区分	677万円以下	499万円以下
併用貸与	855万円以下	634万円以下
第一種	910万円以下	680万円以下
第二種	1,297万円以下	1,005万円以下

給付奨学金の各区分や貸与奨学金の詳細は、以下をご覧ください。

表示したい結果のタブをクリックしてください。

第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分	第Ⅳ区分
------	------	------	------

### 給付奨学金 第Ⅰ区分（満額の支援）

生計を維持している人の収入	289万円以下
生計を維持している人の所得	186万円以下
給付月額	29,200円

給付奨学金に加えて第一種（無利子）奨学金の貸与を希望する場合、第一種（無利子）奨学金の貸与額は月額最大0円に調整されます（併給調整といいます）。

給付奨学金と同時に、授業料等減免も支援対象となります。

なお、あなたは多子世帯に該当する可能性がありますが、第Ⅰ区分の場合、授業料等減免の支援額等には影響がありません。

前のページ(P5～9)の回答に応じて、シミュレーション結果が表示されます。

申込者の世帯の情報に応じて、申込者の生計を維持する方の収入（所得）がいくら以下であれば支援の区分に合致するかを示しています。

- ① 給付奨学金・貸与奨学金のそれぞれの支援の区分ごとに、収入（給与収入）及び所得（事業所得）がどれくらいであれば支援されるかが表示されます。「第1区分」～「第4区分」は給付奨学金の支援区分を、「併用貸与」～「第二種奨学金」は貸与奨学金の種類を示しています。

なお、第4区分は生計を維持している人が子どもを3人以上扶養している（多子世帯）か、あなたの進学先が理工農系の学科である場合にのみ支援を受けることができます。本シミュレーションでは、これらの条件に当てはまるかは確認せずに結果表示していますのでご注意ください。

- ② 給付奨学金の支援区分ごとの詳細情報を、タブを選択することで表示することができます。現在は、第1区分が表示されています。

- ③ 生計を維持する方の収入や所得がいくら以下であればこの支援の区分に該当するかを示します。ただし、副業等で他に収入を得ている場合は、合致しない場合があります。  
 ④ なお、「共働き」を選択していた場合、この欄に表示されるのは収入が高いほうの生計を維持する方の条件になります。

※共働きで収入（所得）が高い場合、「満額の支援」の欄が表示されません。これは、満額の支援の対象外であることを示します。「満額の3分の2の支援」以下についてもそれぞれ同様です。

- ⑤ この支援の区分における給付月額です。

- ⑥ 給付奨学金に加えて第一種奨学金の貸与を希望した場合の、貸与月額の上限が表示されます。また、あなたが多子世帯に該当する可能性がある場合は、その旨が表示されます。

- ⑦ この例の第1区分の場合、生計を維持している人が給与収入の場合は年収289万円以下（事業所得の場合は年間所得186万円以下）なら、満額の支援(給付月額29,200円)を受けられる、という意味になります。  
 また、給付奨学金に加えて第一種奨学金の貸与を希望した場合の、貸与月額の上限は0円と表示されているため、給付奨学金受給中は第一種奨学金の貸与を受けられません。

併用      第一種      第二種

貸与奨学金    併用貸与

生計を維持している人の収入	855万円以下
生計を維持している人の所得	634万円以下
第一種貸与月額（最大）	45,000円
第二種貸与月額（最大）	120,000円

貸与奨学金の結果についても、②と同様にタブの切替で詳細を確認することができます。

P5同様、シミュレーションしたい項目を選択し、「次へ」をタップすると下記の画面が表示されます。

### 給付・貸与シミュレーション（保護者の方向け）情報入力

★ 収入（「年収」や「所得」等）は2025年1年間（1～12月）の情報を入力してください。また、年齢や、世帯（家族の人数等）については、2025年12月31日時点の情報を入力してください。

**【生年月日】** 申込者の生年月日を入力してください。

- ①
- 申込者の生年月日を入力してください。（年）  
西暦  年
  - 申込者の生年月日を入力してください。（月）  
 ▼ 月
  - 申込者の生年月日を入力してください。（日）  
 ▼ 日

**【家計】** 申込者と、申込者の生計を維持している人について回答してください。

- ②
- 申込者の生計を維持している人の状況は次のうちどれですか。  
 共働き    両親とも居るが片働き    ひとり親    申込者自身  
 それ以外

- ③
- 申込者の世帯は、生活保護を受けていますか。  
 受けていない    受けている

- ④
- 申込者本人に課税される程度の所得（年収であれば110万円以上）はありますか。  
 ない    ある
- 

**入力にあたって：**入力する情報は、必ず★の説明書きに従って入力してください。

- ① ここでは、申込者の生年月日を入力してください。

## ② ここでは、申込者の生計を維持している人について入力します。

Q. 「生計を維持している人」とは？

A. 以下のような人が申込者の「生計を維持している人」となります。

- (1) 申込者の両親が健在である場合、あなたの両親
- (2) 申込者の両親のどちらかが死別・離婚等でいない場合、もう片方の親
- (3) 申込者が児童養護施設等に入所している等で社会的養護が必要な場合、  
申込者自身
- (4) 申込者の両親のどちらも死別している場合、申込者の生活を支えている方 1 人

(1)に該当していて両親ともに働いている場合は「共働き」、片方だけ働いている場合は「両親とも居るが片働き」を選んでください。

(2)に該当する場合、「ひとり親」を選んでください。

(3)に該当する場合、「あなた自身」を選んでください。このとき、これ以降はあなたの情報を入力してください。

(4)に該当する場合、「それ以外」を選んでください。このとき、これ以降はあなたの生活を支えている方 1 人の情報を入力してください。

## ③ 以下の場合、「受けている」を選択してください。

- (1) 申込者の世帯が生活保護を受給している場合
- (2) 申込者が大学生等で世帯分離されている場合で、生計を維持している人が生活保護を受給している場合

生活保護を「受けている」を選んだ場合、さらに、生活扶助を受けているかどうかの質問が現れます。生活扶助を「受けている」と選んだ場合、住民税非課税世帯とみなされ、家計に関する入力は終了します。生活扶助を受けているかどうかは、「生活保護受給証明書」等で確認できます。

- 申込者の世帯は、生活保護を受けていますか。

受けていない  受けている

- 申込者の世帯は、生活扶助を受けていますか。

受けていない  受けている

## ④ 申込者本人に課税される程度の収入(所得)がある場合は「ある」を選択してください。申込者の収入(所得)等に関する質問が現れます。次頁の説明に従って入力してください。

- 申込者本人に課税される程度の所得（年収であれば110万円以上）はありますか。  
 ない  ある

- 申込者の情報を入力してください。

申込者の給与収入は、

万円

給与以外の所得は、

万円

- 申込者は障がい者（※）ですか。

※ 申込者の生計を維持している人（1人目）の注釈をご参照ください。

- 障がい者でない  障がい者である
- 所得税法に定める特別の障がい者である

- 申込者は勤労学生控除を受けていますか。

- 受けていない  受けている

- 申込者が社会保険に加入している場合は、その控除額を入力してください。

万円

- ④ 収入や所得はそれぞれ、P12★に従って1年間の情報を入力します。給与は源泉徴収票や住民税課税決定通知書（特別徴収税額の通知書）、それ以外の所得金額は確定申告書等で確認することができます。

なお、「給与以外の所得」は、事業所得や不動産所得等であって、負の値になっていないものを想定して設計しています。

- ⑤ どれかひとつを選択します。障がい者であるかどうかは、障害者手帳の所持等によらず、申込者が所得税法における障害者控除の対象であるかどうか（障がい者として税の申告をしたか）で判別してください。

- ⑥ どれかひとつを選択します。申込者が所得税法における勤労学生控除の対象であるかどうか（税の申告で勤労学生控除の申告をしたか）で判別してください。

- ⑦ 社会保険に加入している場合、支払った(給与から天引きされた)保険料分の控除を「社会保険料控除」として受けることができます。その控除額を入力してください。なお、その他に控除を受けている場合(生命保険に加入しており、生命保険料控除を受けている等)も、合算して入力してください。

- 申込者の生計を維持している人（1人目）の情報を入力してください。

1人目の年齢は、

歳

1人目の給与収入は、

0.0 万円

公的高齢年金の収入は、

0.0 万円

給与・年金以外の所得は、

0.0 万円

- 申込者の生計を維持している人（1人目）は障がい者(※)ですか。

※ 所得税・住民税における障害者控除の対象となっている場合を指します。詳細な条件は下記をご参照ください。

[国税庁ホームページ\(外部リンク\)](#)

- 障がい者でない     障がい者である  
 所得税法に定める特別の障がい者である

- 申込者の生計を維持している人（1人目）は寡婦控除もしくはひとり親控除を受けていますか。

- 受けていない     受けている

- 申込者の生計を維持している人（1人目）の住民税の控除対象となる社会保険料等を入力しますか。

- 収入等から算出する（自動で仮計算した金額が控除されます）  
 自分で入力する

- 申込者の生計を維持している人（1人目）は誰かを扶養していますか。

- 扶養していない     扶養している

- ⑧ 年齢はP12★に従って12月31日時点で入力します。

収入や所得もそれぞれ、P12★に従って1年間の情報を入力します。給与や公的年金の収入金額は源泉徴収票や住民税課税決定通知書（特別徴収税額の通知書）、それ以外の所得金額は確定申告書等で確認することができます。収入・所得がない項目には0を入力してください。

なお、「給与・年金以外の所得」は、営業所得や農業所得、不動産所得、公的年金等以外の雑所得であって、負の値になっていないものを想定して設計しています。

- ⑨ どれかひとつを選択します。障がい者であるかどうかは、障害者手帳の所持等によらず、申込者の生計を維持している人が所得税法における障害者控除の対象であるかどうか（障がい者として税の申告をしたか）で判別してください。

- ⑩ 最初の質問で「共働き」「両親とも居るが片働き」以外を選択している場合でのみ表示されます。

どれかひとつを選択します。寡婦もしくはひとり親であるかどうかは、所得税法における寡婦もしくはひとり親控除の対象であるかどうか（そのように税の申告をしたか）で判別してください。

- ⑪ どちらかひとつを選択します。

「収入等から算出する」を選んだ場合、収入等から自動で仮計算した社会保険料が計算結果に反映されます。給与収入のみの場合、収入金額の15%程度となります。

「自分で入力する」を選んだ場合、入力欄が表示されます。生命保険料等の控除がある場合は、自動では計算されないの、「自分で入力する」を選択してください。

これらの控除額を入力する場合は、所得税の控除額ではなく、住民税（市町村民税及び都道府県民税）の控除額を入力してください。

この控除額は、給与収入のみの場合、6月に自治体から発行される住民税課税決定通知書（特別徴収税額の通知書）に記載されます。

1人目の社会保険料控除の金額

万円

1人目の生命保険料控除の金額

万円

1人目の小規模企業共済等掛金控除の金額

万円

1人目の上記以外の物的控除(※)の合計額

万円

※ 「上記以外の物的控除」とは、雑損控除、医療費控除（セルフメディケーション税制を含む）、地震保険料控除を指します。

- ⑫ どちらかひとつを選択します。

所得税法における扶養控除を受けているかどうか（そのように税の申告をしたか）で判別してください。

なお、「扶養している」を選択した場合、入力ページ中段に「扶養親族の人数」を年齢等別に入力する欄が表示されます（P17～18参照）。

※ ②で「共働き」「両親とも居るが片働き」を選択している場合、2人目の生計維持者についての質問が表示されるので、同様に回答します。

**【世帯】 申込者の世帯について回答してください。**

- 申込者の世帯に属していて、申込者の生計を維持している人（1人目）が扶養している親族のうち、以下に該当する人数を入力してください。
- ※ 申込者自身が生計を維持しているのではない限り、申込者も含めてください。

16歳未満の扶養親族の人数

 人

16～18歳の扶養親族の人数

 人

19～22歳の扶養親族の人数（特定親族は含めない）

 人

19～22歳の「特定親族特別控除」の対象の人数

 人

23～69歳の扶養親族の人数

 人

70歳以上で同居している扶養親族（同居尊属）の人数

 人

70歳以上で上記以外の扶養親族の人数

 人

13

扶養している親族の中に障がい者が含まれる場合は、以下も入力してください。

上記及び扶養している配偶者のうち一般の障がい者の人数

 人

上記及び扶養している配偶者のうち同居していない特別の障がい者の人数

 人

上記及び扶養している配偶者のうち同居している特別の障がい者の人数

 人

14

**【進学先】 申込者の進学先について回答してください。**

- 国立  公立  私立
- 大学  短期大学  専修学校(専門課程)  高等専門学校
- 自宅から通学する  下宿や寮から通学する
- 昼間(昼夜開講を含む)課程  夜間課程  通信課程

15

⑬ 扶養親族等の人数を入力します（②で「共働き」を選択している場合、2人分）。

源泉徴収票等を確認しながら入力する場合は

- ・16歳未満の扶養親族の人数 = 16歳未満扶養親族
- ・16～18歳の扶養親族と23～69歳の扶養親族の人数の合計 = 扶養親族等（その他）
- ・19～22歳の扶養親族の人数 = 扶養親族等（特定）
- ・19～22歳の「特定親族特別控除」の対象の人数 = 扶養親族等（特親）
- ・70歳以上で同居している扶養親族（同居尊属）の人数 = 扶養親族等（同居老人）
- ・70歳以上で上記以外の扶養親族の人数 = 扶養親族等（老人）

となります。

なお、19～22歳の「特定親族特別控除」の対象の人数を1人以上入力した場合、その対象のうち、年収が160万円(合計所得金額換算で95万円)超の人数の入力欄が表示されます。

19～22歳の「特定親族特別控除」の対象の人数

人

上記「特定親族特別控除」の対象のうち、年収が160万円超の人数

人

⑭ 扶養親族（「特定親族特別控除」の対象は除きます）のうち、障がい者の人数を入力します。障がい者であるかどうかは、障害者手帳の所持等によらず、その者が所得税法における障害者控除の対象であるかどうかで判別してください。

※最初の質問で「両親とも居るが片働き」を選択しており、生計を維持している人の配偶者が障がい者の場合は、扶養親族の欄には入力しませんが、この欄には入力します。

⑮ それぞれ、どれかひとつを選択します。なお、ここで入力した情報は、給付・貸与奨学金を受けられるかの判定には影響しませんが、給付・貸与月額に影響します。

複数の進学先を同時に入力することはできません。

進学先の学校の情報：すでに大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校4・5年次に進学されている方は、在学中の学校の情報を入力してください。

なお、給付奨学金の対象となる高等教育機関は、国から確認を受けた大学、短期大学、専修学校専門課程、高等専門学校です。大学院等は対象になりません。

親戚等の家から通学する場合は、「自宅から通学する」を選んでください。  
 家賃を支払ってアパート等から通学する場合は、「下宿や寮から通学する」を選んでください。

⑯ すべての質問に答えたら、「計算する」をタップします。  
 不足がある場合は、エラーメッセージが表示され、進めることができません。

## 給付・貸与シミュレーション（保護者の方向け）情報入力②

**【世帯】** 世帯の扶養関係について以下の質問に回答してください。

- 前のページで扶養親族等について以下のとおり入力されています。

16歳未満の扶養親族の人数  人

16～18歳の扶養親族の人数  人

19～22歳の「特定親族特別控除」の対象のうち、年収が160万円以下の人数  人

このうち、生計を維持している人の子（※）は何人ですか。

人

※ 生計を維持している人より年下であれば、子でなくても含めてください（生計を維持している人の弟妹、里子として預かっている子など）。

- 前のページで生計を維持している人（1人目）の扶養親族について以下のとおり入力されています。

19～22歳の「特定親族特別控除」の対象のうち、年収が160万円超の人数  人

この人の年収を選択してください。

1人目

▼

< 戻る

③

計算する >

前頁までの入力によって、必要に応じてこの頁のとおり追加の質問が表示されます。

- ① 前頁で入力した69歳以下の扶養親族等(①上部に表示された人数)のうち、生計を維持している人の子が何人であるかを入力します。ただし、生計を維持している人より年下であれば、子でなくても含めます。3人以上である場合、多子世帯に該当する可能性があります。
- ② 前頁で入力した特定親族特別控除の対象(②上部に表示された人数)のうち、年収が160万円超の者の年収がいくらかを選択します。特定親族特別控除は、対象の年収によって控除の額が変動するため、その判定に用います。「分からない」を選択した場合は、中間の控除額を仮置きします。なお、**特定親族特別控除の対象のうち、年収が160万円超の者は、多子世帯における子どもの数には含まれません。**

「共働き」を選択している場合、2人分回答が必要な場合があります。

- ③ すべての質問に答えたら、「計算する」をタップします。  
不足がある場合は、エラーメッセージが表示され、進めることができません。

## 給付・貸与シミュレーション（保護者の方向け）結果表示

## ① 給付奨学金 第三区分（満額1/3の支援）多子世帯

申込者の生計を維持している人の収入等に応じて、給付奨学金は以下のように該当します。申込者と生計を維持している人とで、進学資金について相談してみましょう。

②	給付月額	9,800円
	参考：支給額算定基準額(1人目)	21,000円
③	参考：支給額算定基準額(2人目)	10,200円
	参考：支給額算定基準額(本人)	7,800円

給付奨学金に加えて第一種（無利子）奨学金の貸与を希望する場合、第一種（無利子）奨学金の貸与額は月額最大20,300円に調整されます（供給調整といいます）。

給付奨学金と同時に、授業料等減免も支援対象となります。

なお、あなたは多子世帯に該当する可能性があります。多子世帯の場合、授業料等減免は満額の支援となります。

ただしその場合、第一種（無利子）奨学金の貸与額は月額最大0円に調整されます。

※ 支給額算定基準額とは、収入や所得から算出される、給付月額や授業料減免の区分を決定するための額です。

前のページ(P12～19)の回答に応じて、シミュレーション結果が表示されます。

- ① 該当する支援の区分を示します。あなたが多子世帯に該当する可能性がある場合は、右に「多子世帯」と表示されます。
- ② この支援の区分における給付月額です。
- ③ 支給額算定基準額を示します。「共働き」を選んだ場合、支給額算定基準額は2人分表示されます。また、「本人に課税される程度の所得がある」と回答している場合、本人分も表示されます。
- ④ 給付奨学金に加えて第一種奨学金の貸与を希望した場合の、貸与月額の上限が表示されます。
- ⑤ この例の場合、支給額算定基準額は、生計を維持している人1人目が21,000円、生計を維持している人2人目が10,200円、本人が7,800円で、満額の1/3の支援(給付月額9,800円)を受けることができることを示しています。また、給付奨学金に加えて第一種奨学金の貸与を希望した場合、月額20,300円まで貸与を受けることができます。ただし、多子世帯に該当する場合は、授業料等減免が満額の支援となる代わりに、第一種奨学金の貸与月額は0円に調整されます。

## 貸与奨学金 併用貸与

第一種貸与月額（最大）	45,000円
第二種貸与月額（最大）	120,000円
参考：貸与額算定基準額(1人目)	21,000円
参考：貸与額算定基準額(2人目)	10,200円

※ 貸与額算定基準額とは、収入や所得から算出される、貸与可能かどうかを決定するための額です。なお、「子どもが3人以上の多子世帯」及び「ひとり親世帯」の場合は、状況に応じて上記の額から一定額が控除されます。

⑥

⑥ どの貸与奨学金の家計基準を満たしているかが給付奨学金の結果と同時に表示されます。この例では併用貸与の基準を満たしていますので、第一種・第二種の基準も同時に満たしているということになります。なお、貸与奨学金では本人の収入・所得は審査の対象ではないため、本人の貸与額算定基準額は表示されません。

## ・シミュレーション結果に関する諸注意

- (1) 実際の審査において、奨学金の支給あるいは貸与を受ける資格を得るには、本シミュレーションで確認できる収入等の経済要件だけでなく、学力等の基準を満たしている必要があります。
- (2) 本シミュレーションで示される給付奨学金の支援の区分は、入力された情報等を基に試算した結果によるものです。シミュレーション結果と実際の申込結果の差異について、当機構は一切の責任を負いません。
- (3) 本シミュレーションにおける計算式・手順については、実際に当機構で審査を行う際の計算式・手順と概ね同一のものを使用していますが、一部異なることがあります。本シミュレーションでは、入力された情報に加えて、一部の情報を機械的に補っていることがあります。また、法令等の制定・改正等に応じて、算出方法は予告なく変更されることがあります。  
 なお、実際に当機構で審査を行う際には、申込者が入力する収入等によって判定を行うのではなく、原則として、申込者及びその生計維持者から提出された個人番号（マイナンバー）を用いて所得等の情報を確認しています。  
 このため、本シミュレーションで対象外という結果が表示されても、実際に申込みをした際には対象となっている可能性があります。一方で、逆の場合もあります。  
 申込資格自体には収入の制限はありませんので、給付奨学金を希望される場合は、申込みをお勧めします。
- (4) 申込みは、各学校（高等学校に在籍している場合は高等学校）を通して実施します。
- (5) 経済要件の判定に用いる計算式の詳細は、下記ホームページをご覧ください。

## 給付奨学金の家計基準

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/index.html>

## 進学前（予約採用）の第一種奨学金の家計基準※

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo\\_1shu/kakei/yoyaku.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kakei/yoyaku.html)

※併用貸与及び第二種奨学金での計算式、在学採用での計算式も同様です。